

省

令

○国土交通省令第九十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二十九条第二項の規定を実施するため、道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十三年六月二十五日

国土交通大臣 林 寛子

道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第六号様式備考(3)中「こと。ただし、打刻を輪郭状にし、輪郭の中心に打刻する場合は、打刻の中心に打刻するものとする。」を「か、又は打刻の中心に打刻するものとする。」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第九十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第七十六条の規定に基づき、自動車型式指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十三年六月二十五日

国土交通大臣 林 寛子

自動車型式指定規則の一部を改正する省令

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

三 指定製作者等

第三号までの書面（同号括弧書きの書面を除く。）の記載事項に軽微な変更（霧灯の取り付け外に係る変更その他の取扱いに係る変更）をした場合	その旨を記載した届出書	変更後遅滞なく
--	-------------	---------

第六条第一項の表中

三 指定製作者等	四 指定を受けた者
----------	-----------

四 指定製作者等	五 指定を受けた者
----------	-----------

に改め、同条第五

項中、「第一項第四号」を、「第一項第五号」に改める。

第十条第一項中、「変更したとき」の下に（軽微な変更をしたときを除く。）を加え、同条第二項中「その指定を受けた自動車（以下「指定自動車」という。）を「指定自動車」に改める。

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の自動車型式指定規則第十条第一項の規定により提出されている変更の承認の申請書であつて軽微な変更に係るものは、この省令による改正後の同令第六条第一項の表第三号の届出書とみなす。

○国土交通省令第百号

下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十一条の二第一項（同法第二十五条の十において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下水道法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十三年六月二十五日

国土交通大臣 林 寛子

下水道法施行規則の一部を改正する省令

下水道法施行規則（昭和四十二年建設省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

別記様式第四号「温度」

「温度」を「アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の含有量」に改める。

「PCB」を「ポリ塩化ビフェニル」に改める。

「セレン及びその化合物」を「クロム及びその化合物」に改める。

「クロム及びその化合物」を「クロム及びその化合物」に改める。

「クロム及びその化合物」を「クロム及びその化合物」に改める。

「クロム及びその化合物」を「クロム及びその化合物」に改める。

「クロム及びその化合物」を「クロム及びその化合物」に改める。

「クロム及びその化合物」を「クロム及びその化合物」に改める。

「クロム及びその化合物」を「クロム及びその化合物」に改める。

「クロム及びその化合物」を「クロム及びその化合物」に改める。

「クロム及びその化合物」を「クロム及びその化合物」に改める。

「クロム及びその化合物」を「クロム及びその化合物」に改める。

「クロム及びその化合物」を「クロム及びその化合物」に改める。

「クロム及びその化合物」を「クロム及びその化合物」に改める。

「クロム及びその化合物」を「クロム及びその化合物」に改める。

「クロム及びその化合物」を「クロム及びその化合物」に改める。

「クロム及びその化合物」を「クロム及びその化合物」に改める。

「クロム及びその化合物」を「クロム及びその化合物」に改める。

「クロム及びその化合物」を「クロム及びその化合物」に改める。

「クロム及びその化合物」を「クロム及びその化合物」に改める。

この省令は、平成十三年七月一日から施行する。